

議案第 5 2 号

四万十町町長等の給与の特例に関する条例について

四万十町町長等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町町長等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、四万十町長等の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 38 号。以下「町長等給与条例」という。）に規定する町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）の給与の特例を定めるものとする。

(町長等の給料の特例)

第 2 条 町長等の給料の月額、町長等給与条例第 2 条の規定にかかわらず、令和 2 年 6 月から令和 2 年 11 月までの間に支給するものに限り、町長等給与条例別表の給料月額欄に掲げる月額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、町長等給与条例第 4 条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和 2 年 11 月 30 日限り、その効力を失う。

(四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の廃止)

3 四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成 29 年四万十町条例第 33 号）は、廃止する。